

綾瀬市立保育所一時預かり事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業（以下「一時預かり」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(実施場所)

第2条 一時預かりの実施場所は、次のとおりとする。

名 称	位 置
綾瀬市立綾南保育園	綾瀬市上土棚南1丁目4番17号
綾瀬市立大上保育園	綾瀬市大上6丁目14番5号

(一時預かりの実施内容)

第3条 一時預かりは、次の各号のいずれかの理由により、家庭での保育が一時的に困難となる児童を対象に実施するものとする。

- (1) 就労のため
- (2) 就学のため
- (3) 疾病のため
- (4) 入院、通院又は出産のため
- (5) 看護又は介護のため
- (6) 冠婚葬祭のため
- (7) 災害のため
- (8) 育児に伴う心理的、身体的負担の解消のため
- (9) その他市長が必要と認めたとき

(対象児童)

第4条 一時預かりの対象児童は、前条各号の理由により一時的に保育が必要となる市内在住の生後3か月から就学前までの児童とする。

(実施方法)

第5条 一時預かりの実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 対象児童の受入人数は、実施場所ごとに1日当たり概ね10人とする。
- (2) 保育時間は、午前8時30分から午後5時までとし、8時間以内とする。
- (3) 事業を実施しない日は、次に掲げる日とする。

ア 土曜日及び日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日

（利用方法）

第6条 一時預かりを利用しようとする児童の保護者（以下「保護者」という。）は、一時預かり利用申請書（第1号様式）をあらかじめ市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査した上で、利用の可否を決定し、一時預かり利用決定通知書（第2号様式）により保護者に通知するものとする。

3 市長は、前項の決定に当たっては、児童の健康状態を十分聴取する等、他の児童の処遇に支障のないよう留意するものとする。

（費用の徴収）

第7条 市長は、別表に定める利用料及び給食費を、原則として一時預かりを利用する前に保護者から徴収するものとする。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、一時預かり事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

（旧要綱の廃止）

2 綾瀬市一時保育事業実施要綱（平成14年10月1日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、平成31年3月20日から施行する。

（旧要綱の廃止）

- 2 綾瀬市立保育園特定保育・一時預かり事業実施要綱（平成21年4月1日施行）
は、廃止する。
(経過措置)

- 3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用
することができる。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

別表（第7条関係）

（日額 単位：円）

区分	3歳未満児		3歳以上児	
	利用料	給食費	利用料	給食費
4時間以内	1,100	200	800	200
4時間を超え8時間以内	2,400	200	1,800	200

備考 この表の適用に当たっての年齢区分は、利用日の満年齢による。

第1号様式(第6条関係)

一時預かり利用申請書

年月日

(宛先) 綾瀬市長

保護者 住 所
氏 名
電話番号 ()

次のとおり申請します。

区分	ふりがな	生年月日	性別	利用を希望する理由 就労のため 就学のため 疾病のため 入院、通院又は出産のため 看護又は介護のため 冠婚葬祭のため 災害のため 育児に伴う心理的、身体的負担の解消のため その他()
	氏名	(年齢)		
利用を希望する児童	・ ・ (歳)	男・女		
父	・ ・ (歳)	男		
母	・ ・ (歳)	女		
	・ ・ (歳)	男・女		
保育所名	綾南保育園 大上保育園			
利用希望期間	期間 年 月 日から 年 月 日まで 時間 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで 曜日 月曜・火曜・水曜・木曜・金曜			
給食の提供	要(給食・おやつ) 不要			
緊急連絡先	名称・氏名			
	住所			
	電話番号			
健康状態	良好 虚弱(アレルギー・アトピーその他制限 有無)			
処理欄	次のとおり決定してよいでしょうか。(起案 決裁)			
	一時預かりを実施する。 年 月 日 から 年 月 日 まで 午前・午後 時 分 から 午前・午後 時 分 まで 月曜日・火曜日・水曜日・木曜日・金曜日(週 日)			
	給食の提供: 要(給食・おやつ) 不要			
	一時預かりを実施しない。(理由:)			
	決裁欄		公印	通知発送日

第2号様式（第6条関係）

一時預かり利用決定通知書

年　月　日

様

綾瀬市長

次のとおり決定（却下）しましたので通知します。

児童氏名			決定(却下) 理由		
保育所名			電　　話	(　　)	
内　容	期　間	年　月　日から　　年　月　日まで			合計 日間
	時　間	午前・午後	時　　分から	午前・午後　　時　　分まで	1日当たり 時間
	曜　日	月曜　・　火曜　・　水曜　・　木曜　・　金曜　(週　　日間)			
利　用　料	円				
給　食　費	円				
注意事項					
備　考					